

山口市告示第 2 3 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により、令和 4 年度、令和 5 年度及び令和 6 年度において山口市が行う物品・業務委託等に係る契約（売買、賃貸、請負その他の契約（工事及び建設コンサルタント業務等を除く。）をいう。）に関する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等について、次のとおり定めた。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

山口市長 伊 藤 和 貴

1 競争入札参加資格の要件

競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人とする。

- (1) 政令第 1 6 7 条の 4 第 1 項（政令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により競争入札に参加させることができないとされている者でないこと。
- (2) 政令第 1 6 7 条の 4 第 2 項（政令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により競争入札に参加させないことができるとされている者及びその者を代理人、支配人

その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 市町村税（特別区においては、区税及び都税）を滞納していない者であること（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により徴収の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）。この場合における対象となる税目は、次のアからウまでに掲げるものとする。

ア 法人にあつては、山口市と契約を締結する本店又は山口市との契約締結権限を委任された支店、営業所等（以下「契約本店・営業所」という。）の所在地の市町村（特別区においては、都）における全ての税目

イ 山口市外に契約本店・営業所を置く法人で、山口市内においても支店、営業所、連絡所等を有する場合は、アに加えて山口市における全ての税目

ウ 個人にあつては、居住地の市町村（特別区においては、区及び都）における全ての税目

- (4) 登録を希望する営業種目において、営業を行うことについて法令の規定により官公署等の許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を受けている者であること。

2 資格審査

競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、市長の資格審査を受けなければならない。

3 資格審査の申請期間

資格審査の申請期間は、次に掲げる期間とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該申請期間以外の期間においても申請

することができるものとする。

(1) 定期申請期間

令和4年1月13日から同年2月8日まで

(2) 随時申請期間

令和4年4月から令和6年12月までの、毎月1日から15日まで（休日（山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）の市の休日をいう。以下同じ。）を除く。15日が休日の場合は、その直後の休日でない日までとする。）

4 資格審査の申請方法

資格審査の申請方法は次のとおりとする。

(1) 申請書類

資格審査を受けようとする者は、山口市公式ウェブサイトから令和4年度、令和5年度及び令和6年度山口市物品・業務委託等競争入札参加資格審査申請要領（以下「要領」という。）及び要領に規定する申請書類をダウンロードし、当該申請書類を市長に提出しなければならない。

(2) 申請書類の提出方法

郵送による（期間内必着）

(3) 申請書類の提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号

山口市総務部契約監理課

5 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に書面で通知する。

6 競争入札参加資格者名簿の登録

競争入札参加資格の認定を受けた者（競争入札参加資格を取り消された者を除く。以下「有資格業者」という。）は、競争入札参加資格者名簿に登録する。

7 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、令和4年4月1日（第3項第2号の規定による随時申請にあっては、申請の日の属する月の翌月1日）から令和7年3月31日までとする。

8 審査事項等の変更の届出

有資格業者は、資格審査の審査事項に変更が生じたときは、要領に規定する提出書類を市長に提出しなければならない。

9 競争入札参加資格の取消し

有資格業者が次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を取り消す。

- (1) 競争入札参加資格の取消しの希望を市長に届け出たとき。
- (2) 第1項に規定する競争入札参加資格の要件を満たさなくなったと認められるとき。
- (3) 不正の手段により有資格業者となったと認められるとき。

10 更生手続等の開始の決定を受けた会社等の特例

有資格業者が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として再度資格審査を行うものとする。この場合において、当該決定を受けた者は、要領に規定する申請書類を市長に提出しなければならない。

1 1 競争入札参加資格の承継

次に掲げる者で、有資格業者の有する競争入札参加資格に係る営業を引き継ぎ、当該営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると認められるものは、当該競争入札参加資格を承継することができる。この場合において、承継しようとする者は、要領に規定する申請書類を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 有資格業者が死亡した場合におけるその相続人
- (2) 有資格業者が法人を設立した場合におけるその法人
- (3) 有資格業者が廃業した場合におけるその営業を譲り受けた者
- (4) 有資格業者が合併した場合における合併後存続する法人又は合併によって設立した法人